

第8回「今後の蚕糸業のあり方に関する検討会」議事録

1 日 時：平成19年3月28日（水） 14：00～15：30

2 場 所：農林水産省第二特別会議室

3 出席者

検討会委員：安藤委員、兜委員、高木委員、高村委員、林委員(座長)、吉國委員、
吉田委員、渡邊委員、中尾委員代理

事務局：山田生産局長、水田特産振興課長、真鍋生産専門官

オブザーバー：経済産業省製造産業局 木下課長補佐

4 議事概要

冒頭、座長開会宣言の後、樋口委員及び棚町委員は所用により欠席する旨報告。また、樋口委員の代理として社団法人日本生糸問屋協会専務理事の中尾氏を紹介。

(座長)

議事に入る前に、山田生産局長よりご挨拶をお願いします。

(山田生産局長)

(挨拶)

(座長)

それでは議事に入る。最初に、本検討会の最終報告書(案)について事務局より説明を受けた後、中間論点整理に寄せられた意見に対する考え方についても、最終とりまとめ案を踏まえたものとする必要があるので、併せて説明をお願いします。

(水田特産振興課長)

(資料1、2に基づき説明)

(座長)

それでは、最初に「中間論点整理」に寄せられた7件の意見に対する考え方について、何か意見等はあるか。かなり専門的な立場の方から寄せられたものと聞いている。

2ページにはブランド性の高いものは作り過ぎれば、ブランドではなくなるという意見があった。そのようになればありがたいのだが、実際はそこまでは難しいのではないか。高品質でこだわりのあるものを守っていくというのが基本的な考え方だと思う。

(吉國委員)

ここに書かれている理解でいいのではないか。確かに特殊な繭品種による差別化がわかりやすいということで、実例として挙げられているが、他にも、いろいろな要素での差別化があるのではないか。

例えば、高島屋方式では、普通品種の繭ではあるが、栃木県那須地方の繭という、産地を特定することで差別化を図っている。また、京都にある3戸の養蚕農家を特定することで差別化が図られている例、さらに、ミラノリブのように群馬県の特定の町の数戸の農家と契約生産し差別化を図っている例等があり、地域に着目した差別化である。

繰糸技術に着目したものでは、碓氷製糸で行われているように、ゆっくり糸をひいた丁寧な糸づくりとか、大日本蚕糸会で研究され開発された低張力太織度の糸といった、特殊な繰糸法により差別化されているものがある。そのような多様な要素による差別化を図っていくのがこれからの方向で、このような理解でいいと思う。

(座長)

資料3-3に示されている提携システムの事例からもわかるように、提携の仕方も多様である。ありとあらゆる手法で、多様な差別化を図ることが重要である。これが全体の趣旨であり、吉國委員がおっしゃったことはそのとおりと思う。

(高木委員)

若干、異論がある。寄せられた意見の趣旨は、すべてブランドで国内生産をカバーできるのかという懸念だろうと思う。厳密に言えば、意見に対する考え方にはその懸念に対する回答が抜けている。論理的には、海外産品はブランド以外で、国産品はすべてブランドでなければ、この考え方は成り立たない。そこまで明確に書いても実行面で不安が残るので、その必要もないと思うが、表現をよく整理しておく必要がある。

(座長)

物ごとは基本的にはピラミッド構造をしているもので、その頂点がブランドものであるとすると、底辺のところはどうなるのか。高木委員の意見は、海外産品が底辺にあると考えたときに、国産品をどこに位置づけるのかということではないか。国産の中にも品質の劣るものがあり、そのようなものの活用についても当然考えなければならぬと思う。着物の原料にはなり得ないものも国産でカバーするという考え方も考え方としてはあり得るのだろう。全部が品質のいいもので作られるとは限らないし、実際にすべてを品質のいいもので作ることも現実的ではない。品質が劣っても国産にこだわりたいという人のために、何らかの対応が必要。そのような余裕が今はなくても、将来的にはあっていいのではないか。

(高木委員)

繭は自然の産物であり、どうしても品質に差が生じる。春繭はいいけれど、夏・初秋繭はお断りという需要者はいる。さらに、春繭の中にもいいものもあれば良くないものもある。そのような品質の差は当然生じるものであり、国産繭全部を市場にのせられるのかどうか、システムの中に組み込むことができるのかどうか疑念が残るところではある。

(安藤委員)

今、議論されている点については全農としても十分注意していきたい。夏の暑い時期は、蚕にストレスがかかるので品質が悪くなる。一部の絹織物業者から聞いているのは、春は春繭からひいた生糸を織物の原料として使う一方で、夏・初秋については、品質が悪いなりに何らかの原料として活用できるのではないかとということだ。つまり、国産というブランドにこだわって活用する方法があるのではと考えている。そこは双方で話し合いながら、全体をどうやって契約生産に結びつけ、提携システムまで結びつけるかということではないか。それも方法はひとつではなくて、多様な提携の仕方があるのではないかとというのが、我々のたどり着いたひとつの結論である。

もう1つが、資料2の中で気になることがある。日本の研究者が作り出した蚕の原種や原々種が海外に流出する可能性を危惧している。これらについてはぜひガイドライン的なものを作成して、海外へ流出することのないようにしていただきたい。流出することによって海外でその品種が作られることとなれば、それは日本にとってはマイナスとなる。今考えている提携システム等の考え方の構造が崩れることになりかねないので、よろしくお願ひしたい。

(座長)

例えば、作物の場合、品種ということで知的財産権は守られるが、国際的な取り決めにより牛や馬など動物の場合は守られない。今、日本の和牛が大問題となっている。蚕についてはどうなのか。

(真鍋専門官)

一部の品種で、セリシン繭のように特殊な品種は特許の対象となっているものもある。他のものについては、植物のように種苗法のような法律がないので知的財産という形で守るのは難しい。

(座長)

そういうことなので、安藤委員の言われたように何らかの対策は必要だろうと思う。他にご意見等はあるか。いろいろなご意見をいただいたが、中間論点整理に寄せられた意見に対する考え方については、このような表現ぶりによろしいか。コメントに関してはこれでいいとして、その他の意見については今後の検討事項ということによろしいか。

(吉國委員)

この資料2の取扱いはどうなるのか。

(水田特産振興課長)

最終報告書とともに、ホームページで公表されることとなる。

(吉國委員)

「ブランド」という言葉が多少気になる。報告書本文では「国産ブランドの確立」ということでブランドを幅広くとらえている。しかし、一般的に「ブランド」という言葉には、とても上等なイメージがある。この考え方だけを見ると「ブランド」という言葉が誤解を生む可能性があるのではないか。

(座長)

「ご意見等に対する考え方」の中で2ページの一番最初の行の「ブランド化」という言葉を削除したらどうか。「差別化」という言葉だけで意味が通じればそれでいいのではないかと考えるがどうか。

(水田課長)

この部分については、純国産絹製品のブランド化という意味、すなわち、最終報告書に記載されている「ブランド」の意味で記載した。よろしければ、このまま残したいと考えているが。

(高木委員)

「ブランド化」の前に、「国産」という言葉を入れたらいい。

(座長)

「国産ブランド化」ということか。特に、これ(「国産ブランド化」)に対して特段ご意見等がなければ、これでいきたいと思う。

それでは、引き続き最終報告書(案)について項目ごとに議論していきたい。データの更新等を除いて、中間論点整理から変更がなかった部分、「 検討の経緯」、「 蚕糸業の現状と課題」、「 今後の蚕糸業振興の基本戦略」について、ご意見等はあるか。

これらの部分は特に変更点がないので、特段のご意見がなければ、このままでいきたいと思う。

次に「 今後の蚕糸業振興対策の展開方向」について、この部分は新たに追加したり、訂正したりした箇所があるが、何かご意見等があるか。

(吉國委員)

この部分は、提携システムの構築と表示に関して履歴を示して消費者に訴えていくという構成になっている。非常に大事な方向と考えている。

日本絹業協会としては、農林水産省及び経済産業省の指導の下、構造改革対策事業を進めてきた。その中で実施しているシステムの育成や国産生糸の使用状況調査等から浮かび上がってきたことは、流通販売業において、国産糸による絹製品や国内の優れた絹業の技術を生かした絹製品について、国産による差別性の認識というか、それらをいかに振興していくかという意識が希薄であるということである。提携システムを構築する上で、「売れる商品」というのを見極めてのグループづくりが重要であるが、果たして流通販売の分野で扱ってもらえるのかどうか、また、そのリスクを負いつつものづくりしてもらわなければならないのだが、流通販売業の協力・理解がどこまで得られるのか、また、どのようにその意識を啓発していくのかが重要だろうと思う。これは、提携システムを推進していく上での鍵になるのではないかと。

今回は、蚕糸業のあり方に関する検討会なので、流通販売についてここまで立ち入るのはどうかと思うが、今、日本の絹業の姿に関して、蚕糸と織物の対立という構図ではなく蚕糸、織物、染色までを含めたモノを作る側と売る側との間が繋がっていないということが問題となっている。売る側主導で価格が決められ、勝負がついてしまうのが太宗ではないか。そういう中で進んだ意識を持っている方が提携システムを活用し、販売力のある業者が中心的リーダーとなって、グループが形成されている。デパート、問屋などである。白生地問屋出身の問屋の場合は、素材の加工の仕方などに関して機屋の技術力等も把握してモノづくりをしている。一方、大手前売問屋の多くは素材についての関心が低く、自分の売っている商品がどこの機屋で織られたのかも把握していないケースが多いように見受けられる。機屋、染物屋まで含めた作る側と売る側との間をどのように繋いでいくかが最大の課題であると考えます。その意味で、川上・川下提携システムの構築というのは、最も川下の流通販売業の協力をどう組み込んでやっていくかが重要であり、そのためには時間もかかるが、経済産業省の所管の業種でもあるので、そちらの支援・指導も必要である。今後提携システム推進に当たって、構造改革事業の3年間が終了した後、どうするのかも含めて推進策を当局でも検討していただきたい。そこが進まなければ、どこもリスクを負ってモノを作る人が出てこない。これでは絵にかいた餅になってしまう。これは最終報告書から外れた話になってしまうが、運用に当たってそのようなこともお願いしたいと思う。

(経済産業省木下課長補佐)

一昨年から3年間の予定で構造改革対策事業を行っているが、川上と川下の連携が重要で、そのようなグループづくりが、国産の繭・生糸を長い期間継続的に使用していくひとつの方向であることがわかった。残された期間を通じて、そのようなグループが他にもたくさん出てきて、それがモデルケースとなり波及していけばよいと思っている。引き続き継続して支援していければと考えている。

また、せっかくの機会なので、我々の施策について説明させていただきたいと思う。

平成19年度の新規予算で、地域資源活用プログラムをパッケージとして考えているところである。現在、法律を国会に上程し、審議中である。これは、全国トータルということではないが、産地ごとの地域資源を生かして、それを取り上げて「売れる商品づくり」の視点から販売の支援をしていくというもの。例えば群馬県の繭・生糸を地域資源として取り上げて、それを活用して取組を進めていくグループに対して支援していくというスキームである。これについても、様々な機会をとらえてアピールしていく予定であるので、ぜひ利用していただきたい。

(座長)

地域資源活用プログラムは大変ありがたいことだと思う。他にご意見等はあるか。「今後の蚕糸業振興対策の展開方向」について議論していただいているが、表現ぶりで特に何もなければ、このままでいきたいと思う。次に、「今後の具体策の検討に当たっての留意事項」についてどうか。

(高木委員)

当面のスケジュールを明確にした上で、関係者の意見を十分踏まえつつ、検討していただきたい。まさにここに記載されているとおりである。

(吉田委員)

養蚕業が残っていくとすれば、多様化、ブランド化という方向ではないかと思う。その中で小ロット化も図られる。ただ、現実の養蚕業は、かつての大規模生産体制が人工飼料にしる、蚕種の生産にしる色濃く残っている。そういうものをどうソフトランディングさせながら、このような方向にもっていくかが重要で、関係者の意見を十分に踏まえつつ、うまくやっていかなければならない。時には、この方向に逆行するような支援もしながら、ソフトランディングしていかなければならない。

(座長)

そのとおりであり、ソフトランディングが重要だと思う。

(安藤委員)

ここに記載されている「蚕糸業への収益が適切に配分されることにより、繭・生糸の生産費が補償されることが基本」という考え方について、ぜひ今後の具体策の中で検討をお願いしたい。吉田委員がおっしゃったように、人工飼料にしても規模の大きい体制で生産しており実は大変な状況にある。パブリックコメントにもあるように蚕種業者も大変な状況に置かれている。もう課題しか出てこない状況であるが、どうしたらいいのか困っている。この点は国の関与も含めて検討していただきたい。

(中尾委員代理)

提携システムをうまく機能させるためにはコーディネーターの果たす役割が重要である。純国産製品の企画・試作、試験販売を行うにしても、コーディネーターがすべてやらなければならない。リスクを背負うことになるので、売れるか売れないか一種のかけのようなもの。コーディネーターをどう育てるか検討願いたい。

(座長)

優れたコーディネーターが確保されることが成功の鍵を握っている。野村総研のインターネットアンケート調査によると、きものユーザーの中には価格が高くても国産にこだわりたいという人が多かった。

(渡邊委員)

川上の立場から議論すると、こういう結論に達するのだと思うが、今の業界の現状をみると、こういうことが本当にできるのかという疑問が残る。中尾委員代理がおっしゃたように、コーディネーターは誰がやるのか、またそれが業界に入っていけるのかどうか。試作品を機屋が作っても、この業界は途中の段階が多く却下される可能性がある。その際のリスクはだれが負うのかなど検討課題は多い。一番簡単なのは、末端のナショナルチェーン、デパートなどが提案するという事。そうすれば自然と川上に向かって話が上ってくるものである。機屋がやるのは難しいが、川下から話が上ってくるということであれば、提携システムの取組は進みやすいのではないかと。

(高村委員)

国産繭でやる製品は全部ブランドでいいのではないかと考えている。みんなこだわったモノづくりをしている。こだわったモノづくりは一般品種であっても、春繭だけでも、晩秋繭だけでもいい。しかし、夏蚕、初秋蚕だけでは製品の原料とすることはできないので、春と晩秋に何%か混ぜて糸をひくことになる。養蚕農家が少なくなってくれば、繭の出荷の仕方も、こだわったモノづくりに対応したものとなると考えている。国産繭はすべてブランドとして位置づけることができるのではないかと、私は夢見ているのだが。こういったブランドの位置づけの仕方が取り上げられ、近い将来そうなるのではないかと。そして現実にブランド製品づくりをして、売り込みをして何とか生きながらえていくということではないかと。

(兜委員)

国産生糸を活用したブランド化された商品を我々も扱っている。それがどれだけ消費者に喜ばれているかわからないが、引き続きそのような努力をしていきたい。報告書を読むと、すぐにでも養蚕から製糸、絹業まで繋がってオールハッピーになるような感じで記載されているが、実際は絹業に携わっているものからみれば、大変難しいことだと思う。

(座長)

最終報告書（案）の中に「消費者が、マークの名称のイメージから原料まで国産と誤認するおそれがあるほか、原材料の原産地表示も付加的な表示では不十分ではないかとの意見がある。」とあるが、そのような意見があれば、それにどのように対応していくのか。これについては、「純国産絹製品を評価する川下の事業者からも理解が得られる手法を関係者間で協議することが必要。」と報告書にあり、コーディネーターの検討以上に喫緊の課題であると考え。この事柄と、野村総研のアンケートによるきものユーザーの間違った思い込みとのギャップが大き過ぎることがある。さらに7割の方が価格が高くて国産であれば購入したいと言っている。これが純国産を残していく原動力となっており心強く思っている。それを具体化できる施策をお願いしたい。

（吉國委員）

絹マークについてだが、プラス面が記載されていなくて問題点が多く述べられている。純国産をどこまで消費者に理解してもらうか、国産の蚕糸業の将来にどのように結びつけるかという整理をしているため、こうなっていると思うが。実際に絹マークは、製品を作って売人が使ってくれなければ困る。消費者はすべて国産だと思いこみ、末端の小売段階では素材の糸までは関心がなく、一様にきものはすべて国産だとして売っている。うそをついているという意識でもない。純国産を明示してマークを付けてくれるかといえば、国産糸の製品は5%ほどしかない中で、残りの95%をどう売なのかという現実があるので、なかなかマークをつけてくれない。消費者がきものはすべて国産だと思い込んでおり、国産を欲しいという潜在意識がある中で95%の製品が売れなくなるようなマークはつけられないというのが本音であろう。「日本の絹マーク」ですら流通段階ではあまり歓迎されない。製品等を生産する側はつきたいのだが、売る方が歓迎しないので普及度が低い。白生地段階ではほぼ100%マークのスタンプがついているが、反物段階ではあまりついていない。最近では先染織物に力を入れており、産地では積極的につけていただくようになってきた。一部の染漬問屋においても組合を通じてつけていただくようお願いしている。しかし、流通段階ではそっぽを向かれている状況であり、そこが鍵を握っている。日本の絹マークには履歴表示型というものがあり、どこでとれた繭でどこで糸をひいたものかなどを書き込める仕組みになっている。高島屋のように、この仕組みを積極的に使うところも出てきた。この履歴表示型をどう純国産マークとしての位置づけに近づけていくかが一つの検討課題である。「日本の絹マーク」は流通から消費者までが入った協議会で基本原則を定めており、どういう形でこの精神に近づけていけるかしっかりと検討していきたい。法律でマークを義務づけるわけにはいかないのに、この報告書にもあるように関係業界と協議しながら進めていきたい。さらに、流通の協力をどこまで得られるかとも関連してくるが、「つくる産業」が和装産業の基盤であるという意識を流通側にもってもらうことが重要であると考えている。そういう土俵の中でマークの議論も深めていくことになるのではないかと考えている。役所の方の指導力に

も期待したい。

(座長)

一通り、意見等をいただいたので、事務局より説明願いたい。

(水田課長)

川上・川下提携システム形成の関係で、特にコーディネーターの役割、育て方、うまく活用できるのか、どういう人がふさわしいのかについて、資料3-3にある想定される提携システムの事例を参考に、システムを中心となって活動している方の現況等をさらに深く検討していきたい。また、これを見ていくとコーディネーターというものは、全くの第三者ではなく、業界の中で、特に川下に近い方々にやっていただいた方がうまくいっているようなので、これを十分に念頭に置きつつ、検討していきたい。また最終報告書にも「最終的な製品の流通・販売までを考慮しつつ」という表現や「売れる商品づくりにおいては流通・小売業の協力が不可欠であることに留意しつつ」とあり、こういうことも念頭に置きながら進めていく必要があると考えている。

次に、システムの構築に向けた支援のあり方についてだが、提携システムの中で川上まで収益を適正に配分することが、なかなか一足飛びに進んでいく取組ではないので、必要な支援をやっていきたい。ソフトランディングにも十分配慮したい。

また、国産ブランド表示についてもご意見等をいただいたが、マークを使っただけことが重要で、具体的に製品をつくって販売していただく方に御理解をいただけるように努力していきたいと考えている。

さらに「技術シーズの再評価・活用、基礎的資材の安定供給」の部分にも記載されているが、ソフトランディングのひとつとして、小ロットで蚕種等の供給をしっかりとやっていく体制を構築する必要があるとの意見をいただいたが、ここについても十分留意しながらやっていきたい。

最後に、今後の具体策の策定については、行政として施策や予算を打ち立てる時には、関係者の方の意見を十分に踏まえつつ、取り組んでいきたいと思っている。

(座長)

今の説明について何かあるか。これまでいただいたご意見の中には、最終報告書(案)について具体的な修文の要請はなかったが、これとは別に施策を検討するに当たり、留意していただきたい事項が何点か出され、それについて水田課長から説明があったところである。何か意見、質問等はあるか。特になければ、本日提示されたもので、検討会の最終報告書としたいが、よろしいか。

(「異議なし」の声)

(座長)

本日出されたご意見は施策の検討にあたり、十分留意していただきたい。

(座長)

これで、本日の議題はすべて終了したが、提出された資料は農林水産省のホームページに直ちに公表され、議事録の概要については委員の皆様のご確認後、発言者の名前とともに公表することとしたい。

最後に、閉会にあたり、山田局長より一言願います。

(山田生産局長)

委員の皆様には、昨年5月からの長い間、熱心にご議論いただき感謝。本日まとめていただいた最終報告書を基本とし、関係者のご意見等も踏まえながら今後の施策を実施していきたい。

特に、20年度以降の施策に反映させていくことになるが、具体的な中身については、関係省庁とも相談しながら秋頃を目途に取りまとめでいきたいと考えている。その際には、いろいろご指導を賜ればと考えている。

(座長)

「今後の蚕糸業のあり方に関する検討会」については、これをもって閉会とする。委員の皆様におかれては、昨年5月以来、精力的にご議論いただき感謝する。

以 上